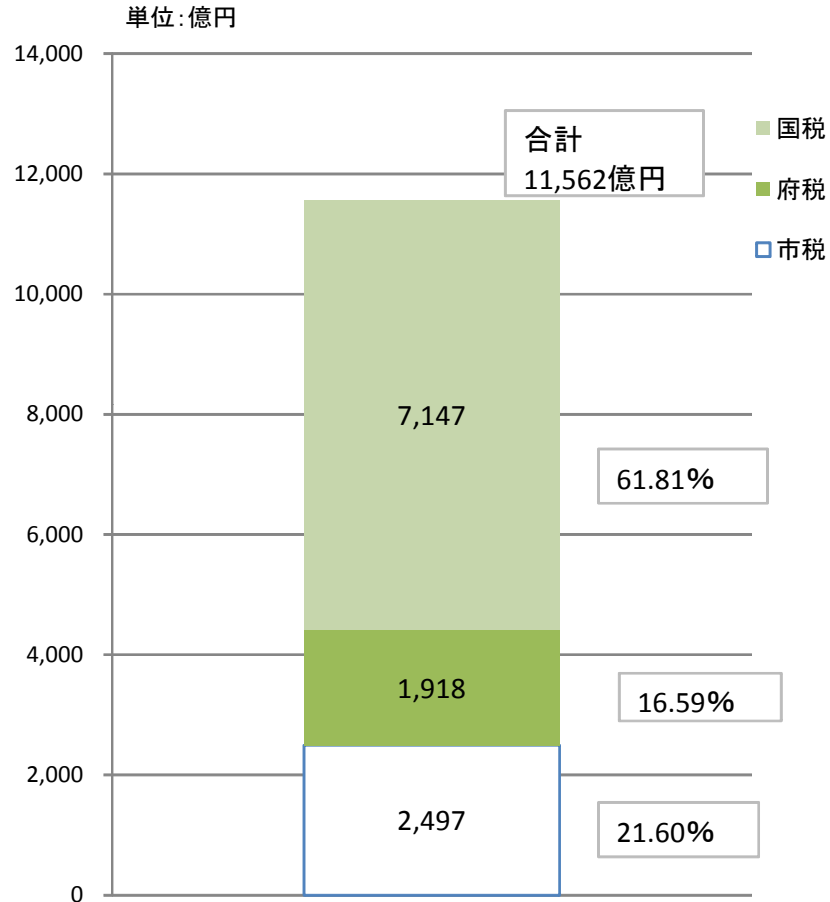


国，京都府との財政面の関係について

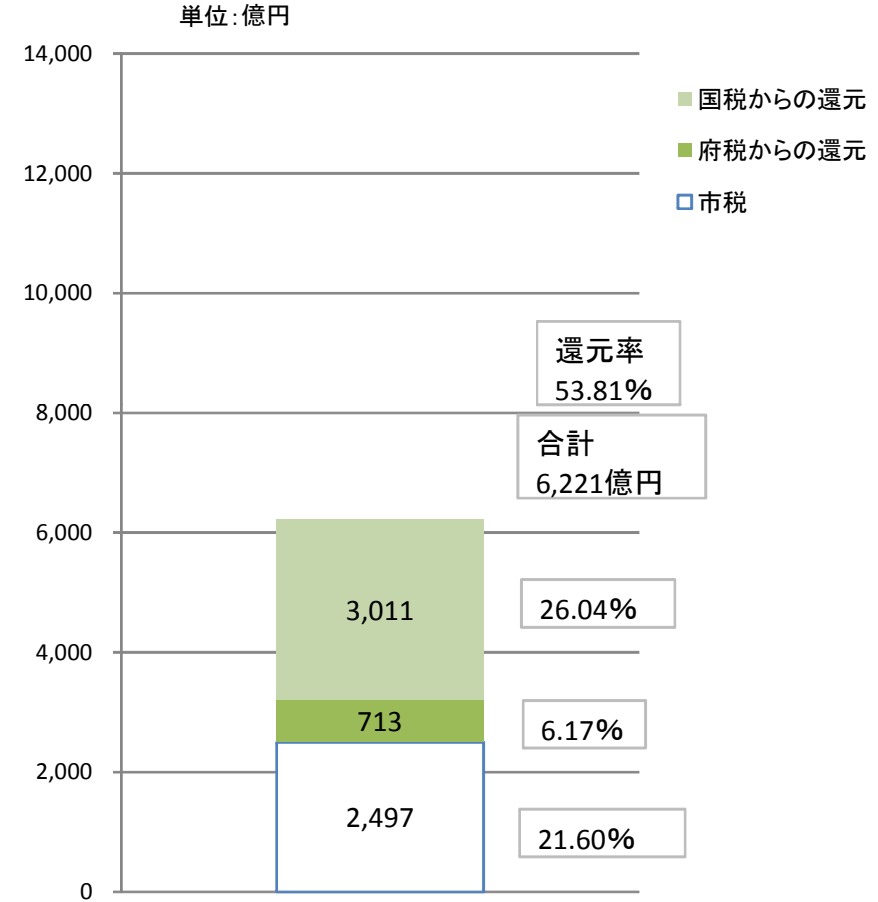
- 1 国，府との税源配分と本市への還元の状況の点検
- 2 租税配分についての点検
- 3 国との財政面の関係
地方交付税等，国庫支出金
- 4 都道府県と指定都市との財政面の関係及び事務執行の
役割分担と協調

本市市域内における国税、府税、市税の状況と市財政への還元の状況 (平成18年度決算)

市域内における税収の状況



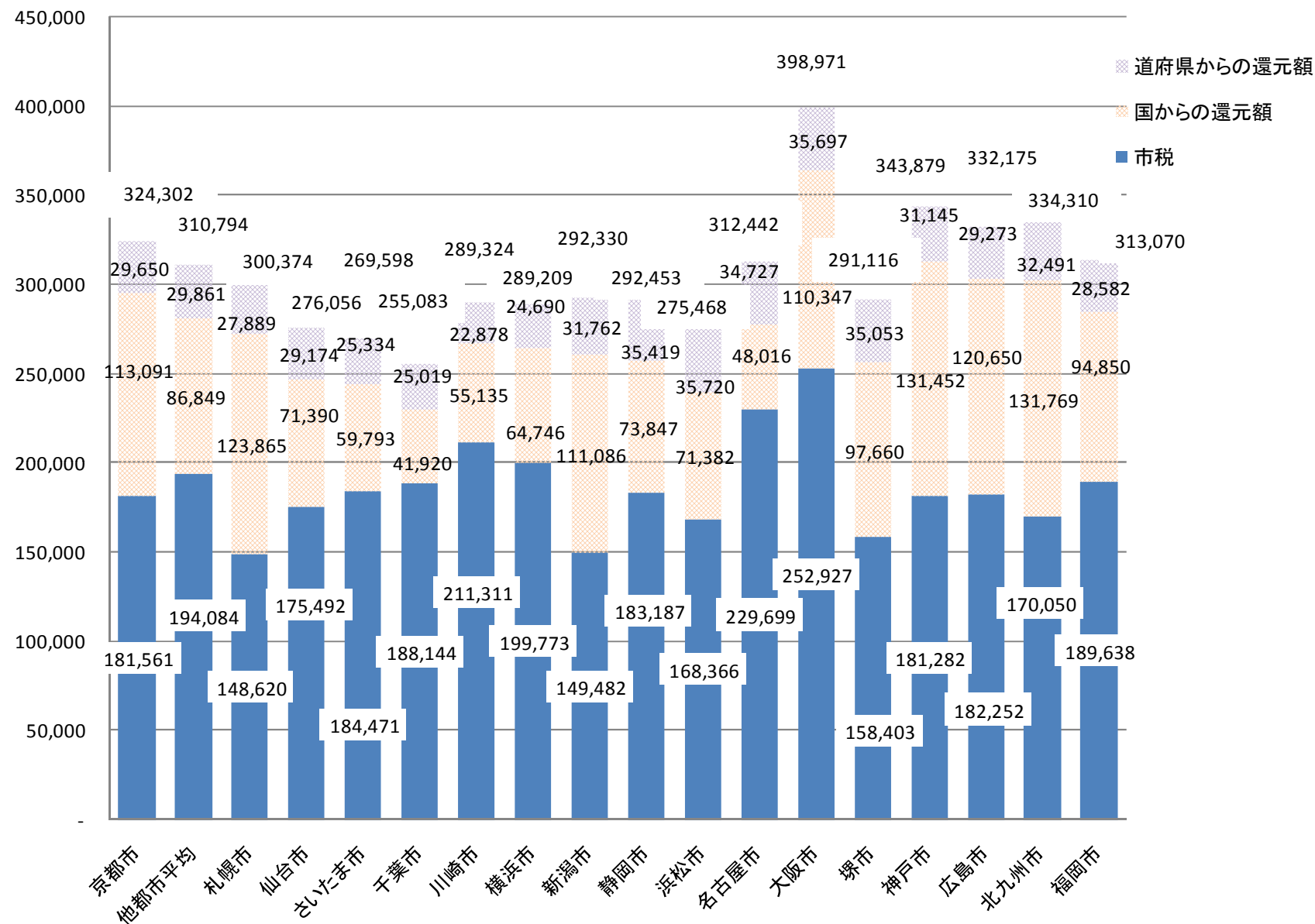
市財政への還元の状況



市域内の税収のうち、本市に還元されている割合は53.81%である。

単位:円

市民一人当たりの税源還元後の状況(他都市比較)(平成20年度決算)

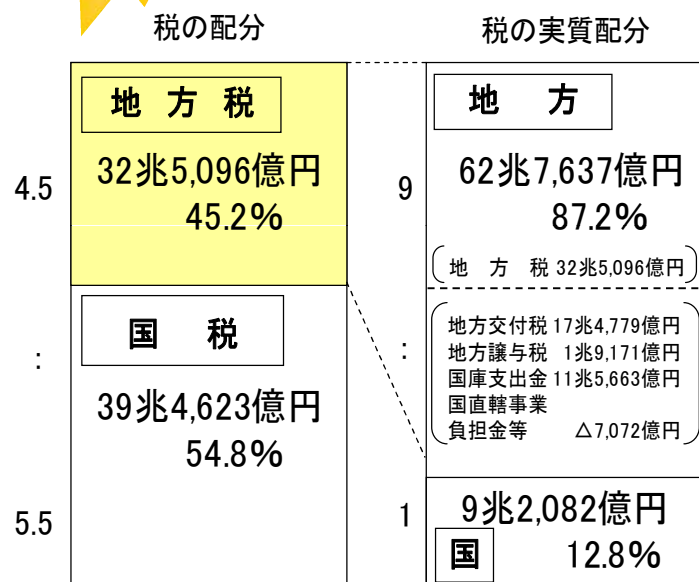


本市の市民一人当たりの国, 道府県からの税源還元後の歳入額は, 他都市平均を上回っている。

国・地方における租税の配分状況（平成22年度）

税の配分の
抜本的な
是正が必要！

《現 状》



総額 71兆9,719億円 総額 71兆9,719億円

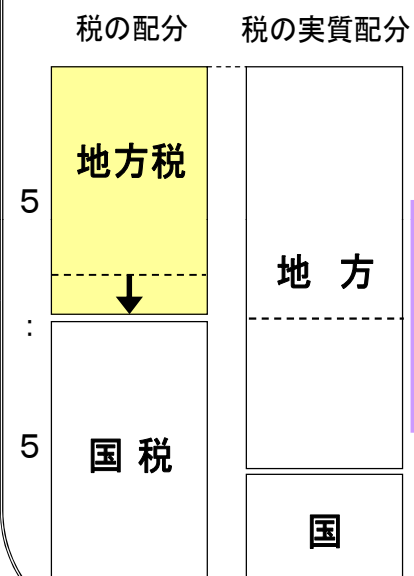
注 平成22年度予算における「税の配分」は4.5:5.5となっているが、これは、景気の影響による法人税などの国税の大幅な減収に起因するものであり、税源配分の是正によるものではない。

税源移譲

地域主権改革

《当 面》

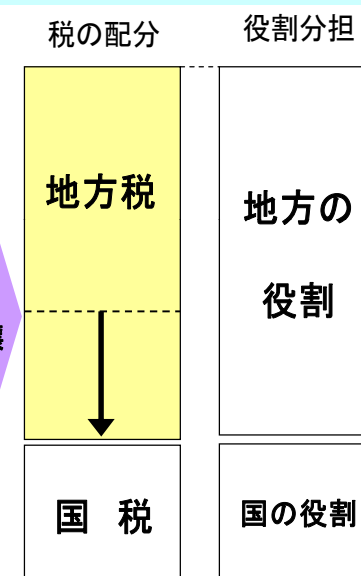
国 5 : 地方 5



《さらに》

国と地方の新たな役割分担
に応じた「税の配分」

さらなる
税源移譲



国と地方の税の配分と歳出（税の実質配分）との間に大きな乖離がある。

指定都市は、府県に代わって多くの事務(大都市特例事務)を実施

○地方自治法に基づくもの(19項目)

- ・児童福祉(児童相談所, 児童養護施設 など)
- ・障害者福祉(障害者手帳交付 など)
- ・生活保護
- ・母子保健
- ・精神保健
- ・障害者自立支援
- ・食品衛生
- ・都市計画
- ・土地区画整理
- ・屋外広告物規制 など

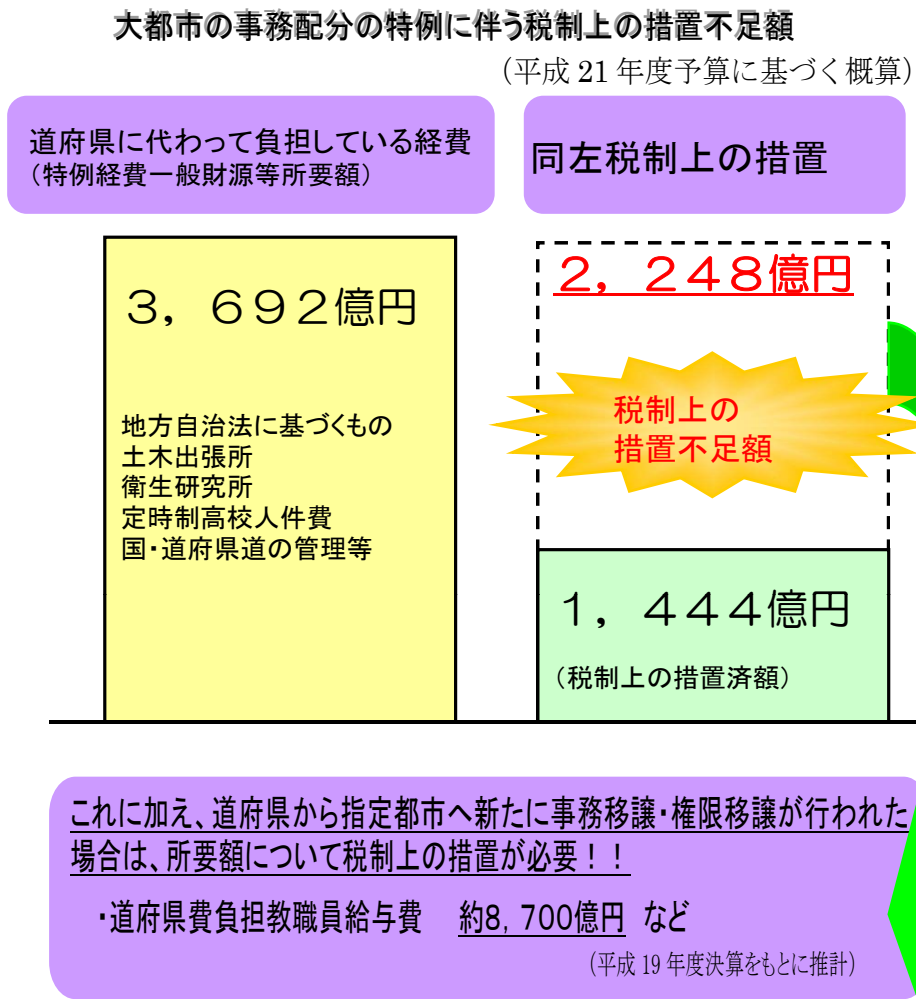
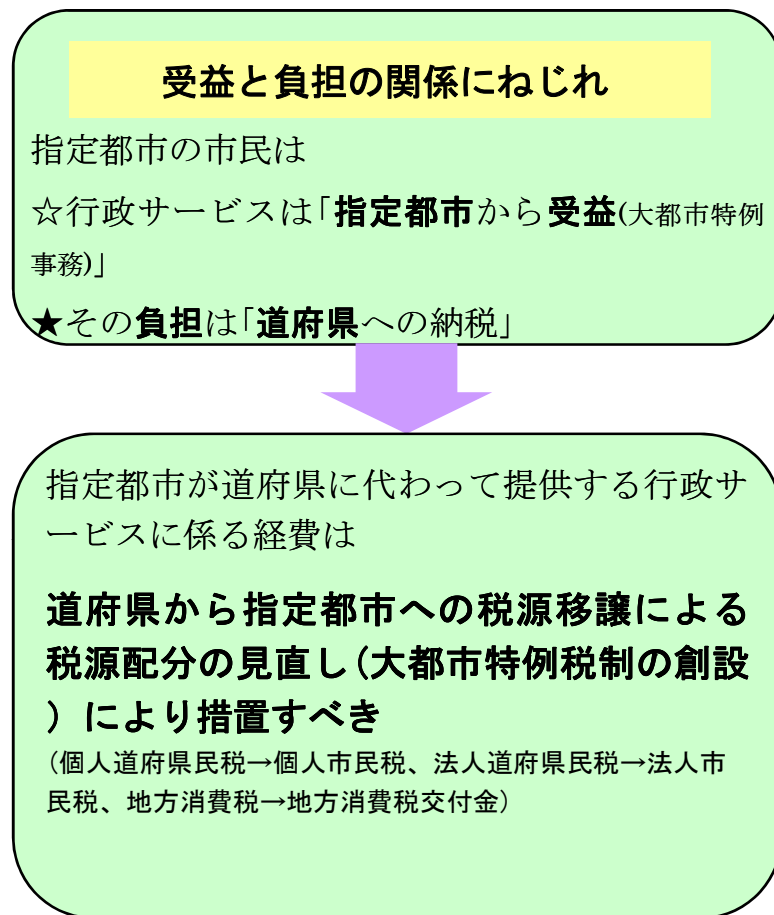
○国道や府道, 県道の管理

○定時制高校の人件費

○府県費教職員の任免研修 など

(参考)大都市等に関する特例

市町村の規模能力等に応じて事務権限を強化し, 基礎的自治体としての市町村の機能を一層充実させるため, 指定都市, 中核市及び特例市に, 本来, 都道府県が行う事務の一部を処理できることとする。



- ・指定都市の市民の受益と負担の関係にねじれが生じている。
- ・大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額が生じている。

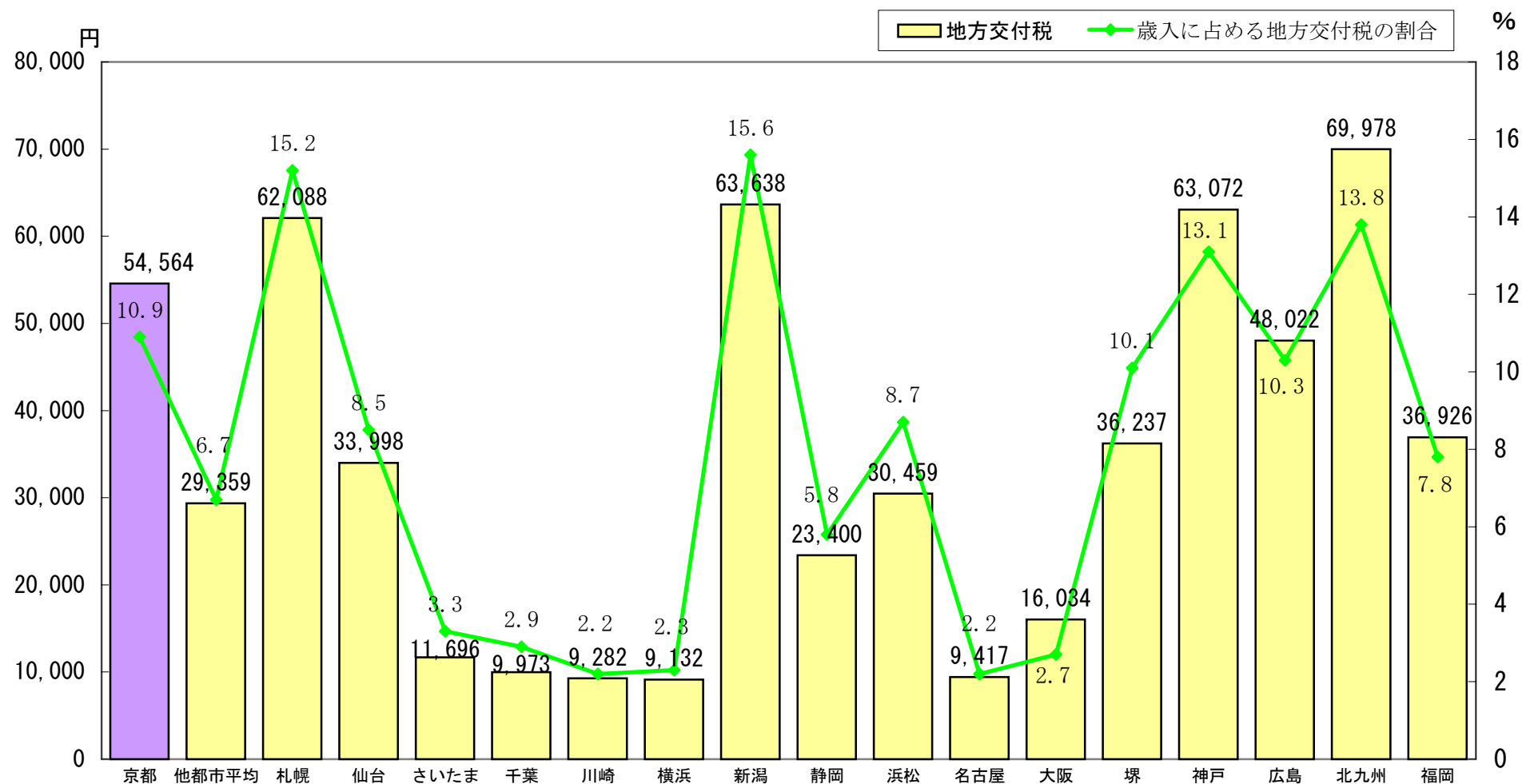
地方交付税

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し（財源調整機能）、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障（財源保障機能）するためのものであり、地方の固有財源です。

【算定の仕組み】

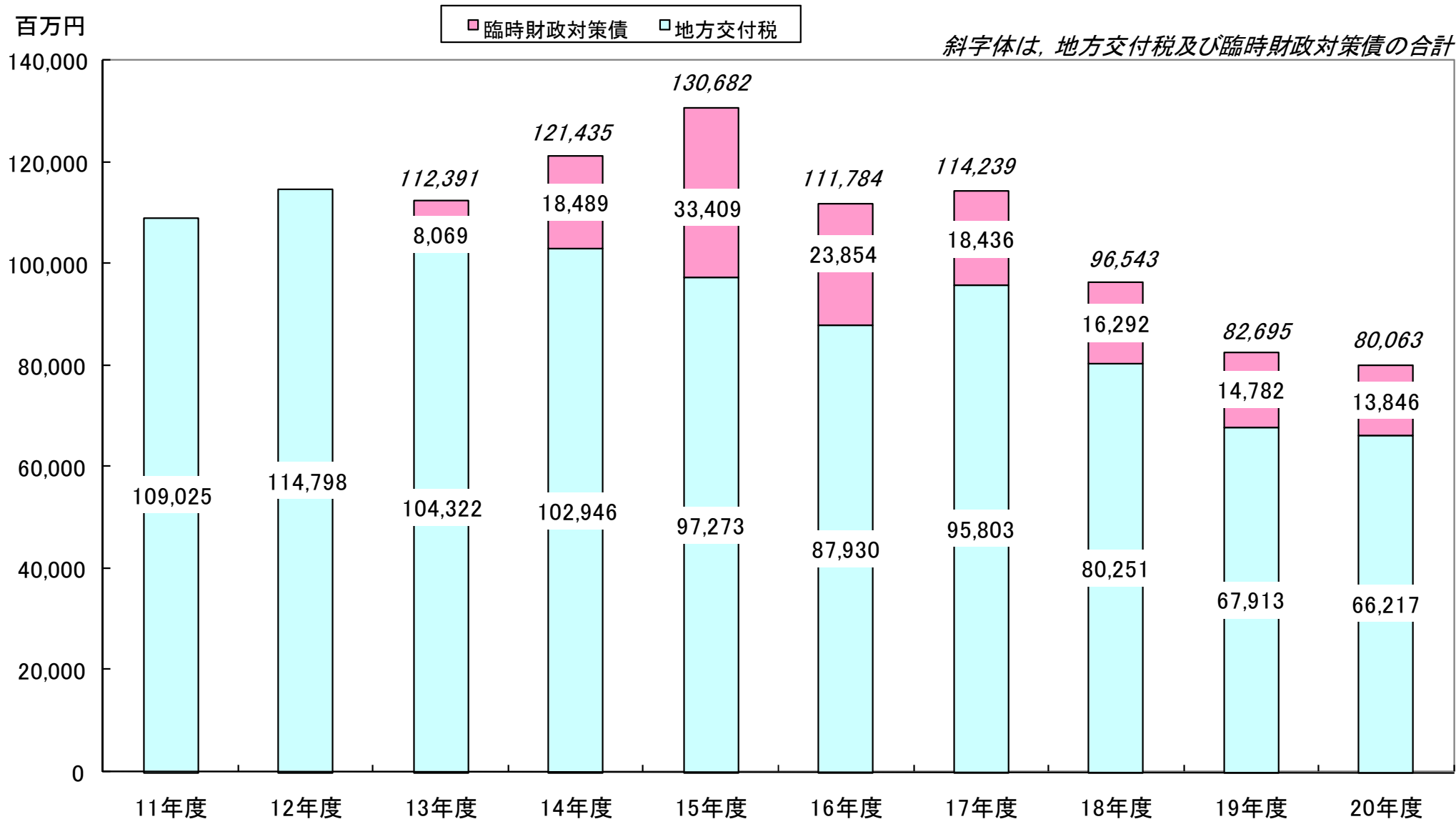


政令指定都市の市民一人当たりの地方交付税の収入額(平成20年度決算)



京都市は、市税収入が少ない分、地方交付税に多くを依存しており、市民一人当たりの地方交付税収入は、他の指定都市平均の2倍近くになっています。

京都市の地方交付税及び臨時財政対策債の推移



地方交付税収入は、三位一体改革の影響等により、近年、大幅に減少しており、地方交付税に多くを依存する京都市の財政運営は極めて深刻な状況となっています。

地方交付税についての国への要望

地方交付税は地方固有の財源

地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源

地方財源不足額

地方交付税等

約25兆円

法定5税分等

約17兆円

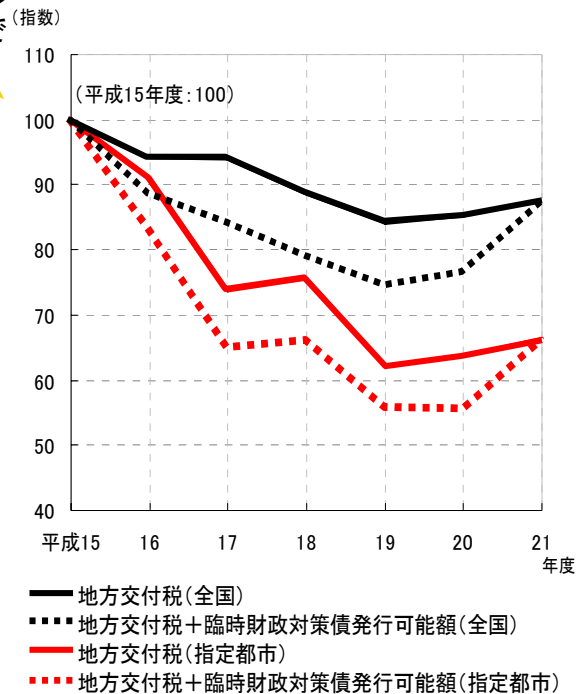
22年度地方財政計画

法定率の
引上げで
対応を！

大都市特有の財政需要

- 大都市の事務配分の特例に基づく財政需要（＝道府県に代わって行う事務）
- 大都市への人口、産業経済の集中による財政需要（＝圏域の中核都市としての役割）

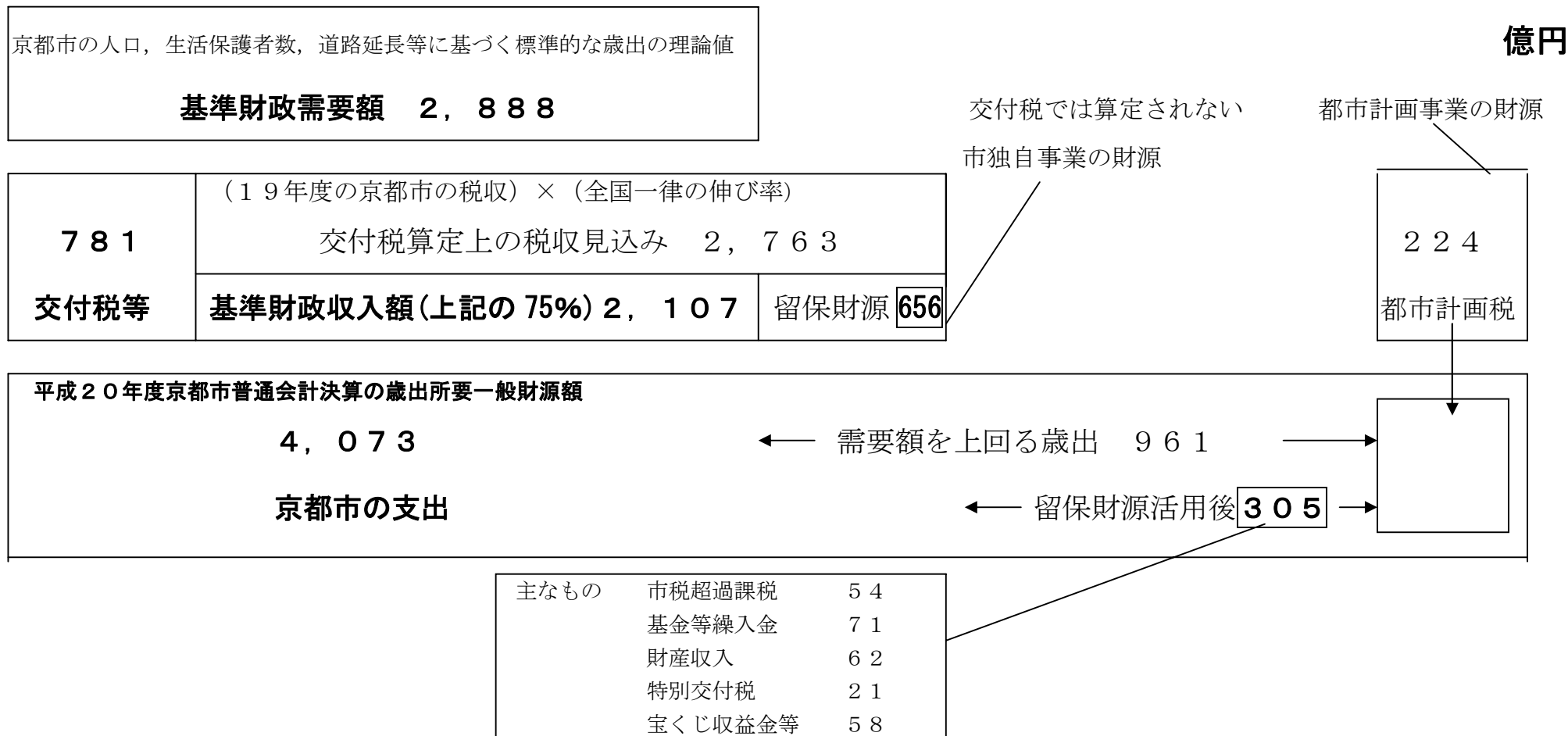
地方交付税等の削減状況



【指定都市の提案】

- ・地方財政計画の策定の際に、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込むことで、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- ・国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。
- ・地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

地方交付税制度から見た京都市財政＜平成２０年度普通会計決算一般財源ベース＞



※ 収支改善の糸口

- | | |
|--|---------------------------------|
| 1 需要額（標準的な財政支出）を上回る支出の点検
2 税込増による留保財源の確保・拡大 | 3 交付税算定外の収入の確保
4 交付税制度の改善見直し |
|--|---------------------------------|

地域主権戦略大綱（構成と概要）

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像

- ◆ 「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
- ◆ 国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視
- ◆ 戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定
- ◆ 総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の効果的・効率的な推進を図る。

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- 1 取組の意義等
- 2 これまでの取組と当面の具体的措置
- 3 今後の課題と進め方

第3 基礎自治体への権限移譲

- 1 基本的な考え方
- 2 具体的な措置
- 3 円滑な権限移譲の実現に向けて
- 4 今後の取組

第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

- 1 改革に取り組む基本姿勢
- 2 改革の枠組み

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

- 1 趣旨
- 2 一括交付金の対象範囲
- 3 一括交付金の制度設計
- 4 導入のための手順

第6 地方税財源の充実確保

- 1 これまでの取組の実績と成果
- 2 今後の課題と進め方

第7 直轄事業負担金の廃止

第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）

- 1 地方公共団体の基本構造
- 2 議会制度
- 3 監査制度
- 4 財務会計制度

第9 自治体間連携・道州制

- 1 基本的考え方
- 2 今後の取組

第10 緑の分権改革の推進

- 1 基本的考え方
- 2 具体的取組

別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置（第2次見直し）

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

第5 ひも付き補助金の一括交付金化

1 趣旨

（1）目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

（2）原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

（3）手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順で進めていく必要がある。

2 一括交付金の対象範囲

（1）基本的考え方

- ・ 一括交付金化する「ひも付き補助金」の対象範囲は、最大限広くとる。
- ・ 補助金、交付金等を保険・現金給付、サービス給付、投資に整理し、地方の自由裁量拡大に寄与するものを対象とする。

（2）対象範囲の整理方針

- ・ 社会保障・義務教育関係 — 「社会保障・義務教育関係」については、国として確実な実施を保障する観点から、必要な施策の実施が確保される仕組みを検討するとともに、基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする。
- ・ その他 — 保険・現金給付に対するもののほか、一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する。具体的には、災害復旧、国家補償的性格のもの、地方税の代替的性格のもの、国庫委託金、特定財源が国費の原資であるもの等に限定する。
- ・ 一括交付金化の対象外となる補助金、交付金等についても、できる限り用途の拡大や手続の簡素化等に努める。

(3) 実施手順

- ・ 投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 23 年度以降段階的に実施する。経常に係る補助金・交付金等の一括交付金化は平成 24 年度以降段階的に実施する。これにあわせて、経常（サービス）に係る国庫負担金の扱いについて検討する。
- ・ 一括交付金化の対象となるものであっても、ゼロベースから真に国の政策目的の緊要性を判断し、限定的に特定補助金として許容する場合は、3～5 年の期限を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する。

3 一括交付金の制度設計

(1) 括り方

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大する観点から、各府省の枠にとらわれず使えるようにし、できる限り大きいブロックに括る。

(実施手順)

- ・ ブロックごとに使途を自由にする。その上で、ブロックの在り方は、地方の自由度を拡大する方向で、不断に見直しを行う。

(2) 地方の自由度拡大と国の関わり

(基本的考え方)

- ・ 地方の自由度を拡大するため、国の箇所付けの廃止など個別自治体への国の事前関与を縮小し事後チェックを重視する観点に立って、手続を抜本的に見直す。これにより、国・地方双方の事務の簡素化を図る。
- ・ 地方公共団体における事後評価を充実する。
- ・ 国は、一括交付金化の実施状況を点検し、PDCA サイクルを通じて制度の評価・改善を図る。その際、会計検査院の検査も活用する。

(3) 配分・総額

(基本的考え方)

- ・ 地方の安定的な財政運営に十分配慮するとともに、効率的・効果的な財源の活用を図る。
- ・ 配分については、地方の事業ニーズを踏まえるとともに、国の関与をできる限り縮小する。また、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえた配分とする。
- ・ 総額は、一括交付金化の対象となる補助金・交付金等の必要額により設定する。

(実施手順)

- ・ 配分に当たっては、地方公共団体の事業計画に基づく配分と客観的指標による

配分を用いる。その際、継続事業や団体間・年度間の変動に配慮する。

4 導入のための手順

- ・ 平成 23 年度から一括交付金を導入する。国と地方の役割分担や地方の事業実施体制の在り方等を踏まえ、一括交付金の制度設計について、地域主権戦略会議を中心に関係府省と共に検討し、予算編成過程を通じて一括交付金化の内容を決定する。
- ・ また、国と地方の協議の場等において、地方と協議する。

都道府県と指定都市の事務執行の 役割分担と府市協調の取組について

国, 府, 市の事務の執行の分担

国: 国家としての存立に係わる事務, 全国的に統一して定めることが望ましい事務, 全国的な規模でもしくは全国的な視点に立って行わなければならない施策等, 国が本来果たすべき役割を重点的に担う。

外交, 防衛, 年金 など

府: ① 広域にわたる事務

〔例〕 地方の大規模な総合開発計画の策定,
主要な統計調査 など

② 市町村に関する連絡調整に関する
事務

〔例〕 国等や都道府県等と市町村との間の連
絡調整, 市町村相互間の連絡・連携・調整
等

③ その規模又は性質において一般の
市町村が処理することが適当でないと
認められる事務

市: 都道府県が処理する事務を除き, 地域
における事務等を幅広く包括的に処理
する。

現在の大都市を取り巻く現状と課題

- ・圏域の中核として, 広範囲の政策課題に対応している。
- ・指定都市には包括的な事務権限がなく, また, 道府県との役割分担が不明確で二重行政が発生
- ・大都市が担う事務, 役割に対応できていない税財政制度

府: 広域行政

警察, 小, 中学校(義務教育)教員の
給与, 労働行政 など

商工行政, 文化, スポーツ,
都市河川, 公立高等学校,
特別支援学校 など

市: 基礎的自治体
+ 圏域の中核

大都市特例
(児童福祉, 障害者福祉, 生活
保護, 都市計画, 国道, 府道の
管理 など)

国と地方との行政事務の分担

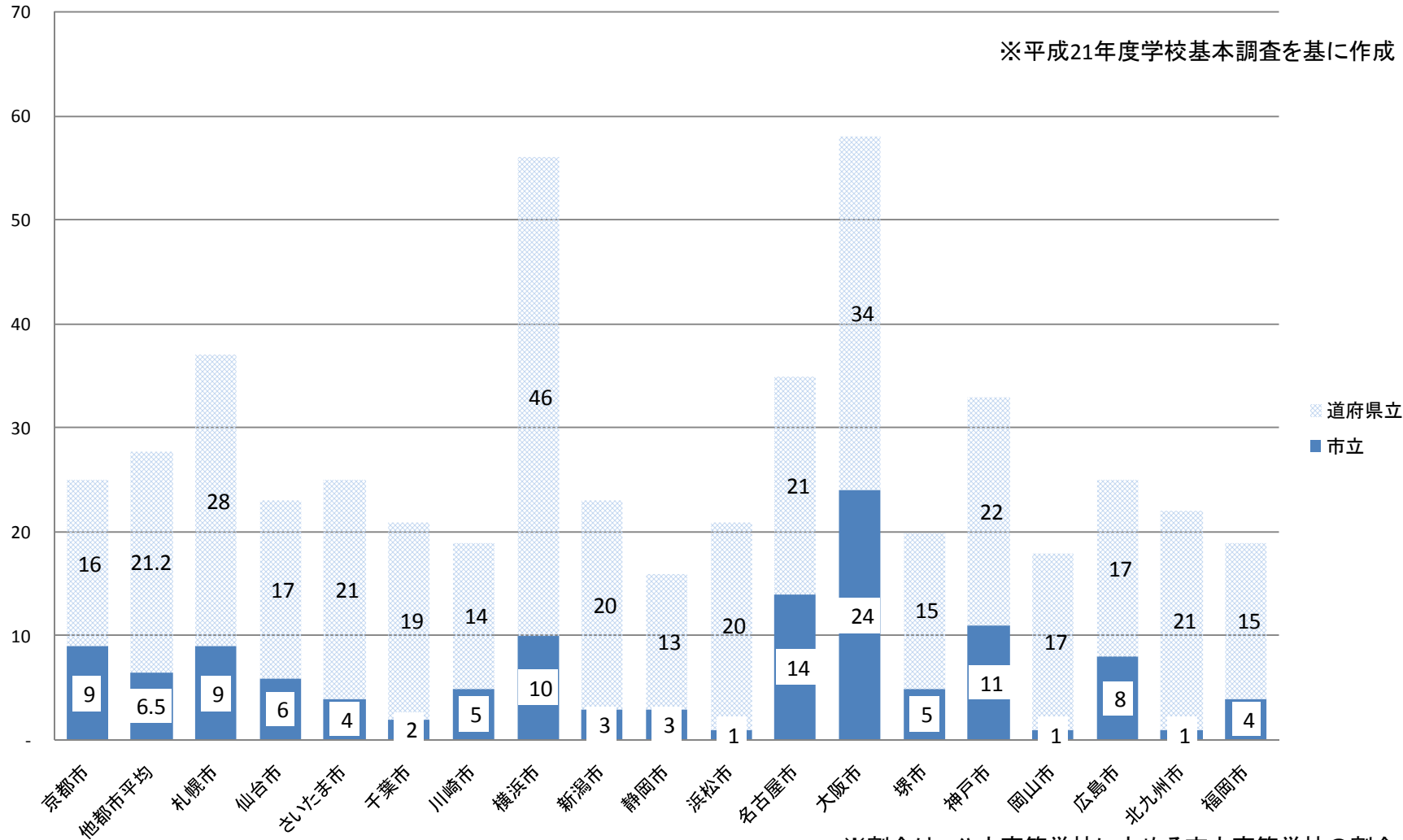
分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		○高速自動車道間 ○国道（指定区間） ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方	都道府県	○国道（その他） ○都道府県道（指定区間） ○一級河川 ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域 ○市決定	○高等学校・特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与 ○人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
	市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍基本台帳 ○住民 ○消防

※総務省資料

市域内における設置主体別公立高等学校数(他都市比較)

単位:校

※平成21年度学校基本調査を基に作成



※割合は、公立高等学校に占める市立高等学校の割合

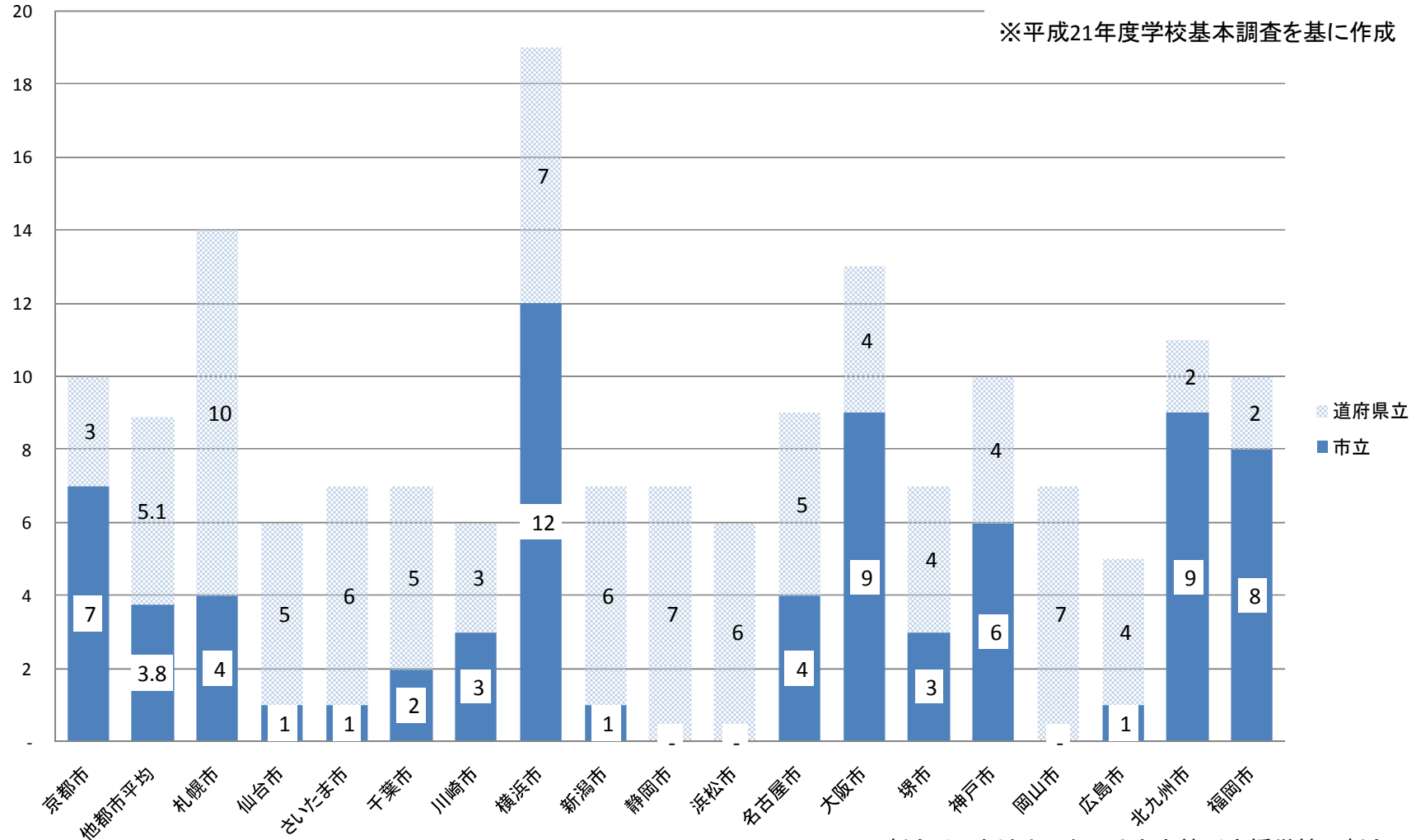
京都市	他都市平均	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
36.0%	23.6%	24.3%	26.1%	16.0%	9.5%	26.3%	17.9%	13.0%	18.8%	4.8%	40.0%	41.4%	25.0%	33.3%	5.6%	32.0%	4.5%	21.1%

京都市域内における公立高等学校に占める市立の割合は、政令市で3番目に高い36.0%である。

市域内における設置主体別特別支援学校数(他都市比較)

単位:校

※平成21年度学校基本調査を基に作成



※割合は、市域内における市立特別支援学校の割合

京都市	他都市平均	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市
70.0%	42.4%	28.6%	16.7%	14.3%	28.6%	50.0%	63.2%	14.3%	-	-	44.4%	69.2%	42.9%	60.0%	-	20.0%	81.8%	80.0%

京都市域内における特別支援学校に占める市立の割合は、政令市で3番目に高い70.0%である。

＜府・市の協調＞

・現在の地方自治制度の下では、指定都市と道府県の役割分担が不明確なため、二重行政の問題が生じがち。



京都市と京都府では、これまでからトップ同士の懇談会（京都府知事と京都市長の懇談会）をはじめ、様々な機会を捉えて忌憚のない意見交換を行っている。

近年の主な府市協調の成果

- ・交通局壬生庁舎跡地と京都府中京庁舎跡地の相互譲渡で合意(平成18年12月)
- ・京都駅における総合観光案内所の設置合意(平成20年6月)
- ・府市行政協働パネルの設置(平成20年6月)
- ・鴨川の放置自転車対策(平成21年7月)
- ・PTPS(公共車両優先システム)設置路線の拡充(平成21年7月)
- ・福祉医療制度等の格差是正

など

府市行政協働パネルについて

平成20年6月5日開催の「京都府知事と京都市長のとの懇談会」において、府市の実務者レベルで、共通する課題や問題を提起し合い、府民・市民の視点から府市で協働できることや、二重行政の回避策などについて協議を進めていく場として設置について合意

開催状況

現在、

- ・ 総合調整パネル
- ・ 健康福祉パネル
- ・ 地域力再生パネル
- ・ 地球温暖化パネル
- ・ 鴨川の放置自転車パネル
- ・ 防災パネル
- ・ 障害者就労支援パネル

の7つの分野のパネルを設置

府市行政協働パネル

